

指示一覧(令和5年(2023年)2月1日現在)

海区名		指示番号	指示事項	指示年月日	有効期間	対象海域	指示の内容
1	熊本県有明海区	6	有明海区における釣りの土砂使用禁止 (1)漁港及び港湾の港内区域 (2)漁港及び港湾防波堤外縁から30m以内の区域	S57.12.23	S57.12.23 ～ 期限なし	熊本有明海 (漁港及び港湾の港内、漁港及び港湾防波堤外縁から30メートル以内の区域)	釣りにおいては、土、砂を使用してはならない。
2	熊本県有明海区	46	うなぎの採捕制限について	R4.8.2	R4.8.2 ～ R7.3.31	熊本有明海	10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるうなぎの採捕を禁止する。
3	熊本県有明海区	47	熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について	R4.8.29	R4.9.1 ～ R6.8.31	熊本有明海	殻幅17mm未満のハマグリを採捕してはならない。
4	天草不知火海区	25	地先海面におけるばくだん釣餌料のアミ団子の使用禁止	S47.6.1	S47.6.1 ～ 期限なし	熊本有明海を除く熊本県地先海面	ばくだん釣りの餌料としてアミ団子を使用することを禁止する。
5	天草不知火海区	48	天草不知火海区における釣りの土砂使用禁止 (1)漁港及び港湾の区域内 (2)漁港及び港湾防波堤外縁から30m以内 (3)養殖筏外縁から30m以内の区域	S57.12.23	S57.12.23 ～ 期限なし	天草有明海、不知火海、天草海 (漁港及び港湾の港内、漁港及び港湾防波堤外縁から30メートル以内及び真珠・真珠貝・魚類の養殖筏外縁から30メートル以内の区域)	釣りにおいては、土、砂を使用してはならない。
6	天草不知火海区	153	不知火海における雑魚羽瀬漁業等の保護区域設定	H25.8.30	H25.9.1 ～ R5.8.31	不知火海	「羽瀬」の両手先を結んだ線と両袖で囲まれた区域内において、底びき網等を禁止する。
7	天草不知火海区	190	宝石さんごの採捕制限に係る委員会指示	R4.3.22	R4.4.1 ～ R6.3.31	天草海	宝石さんごの採捕を禁止する。
8	天草不知火海区	191	たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限	R4.5.27	R4.5.27 ～ R5.3.31	不知火海	6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止する。
9	天草不知火海区	192	うなぎの採捕制限について	R4.6.3	R4.6.3 ～ R7.3.31	天草不知火海(有明海側を除く。)から熊本県と鹿児島県との地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面	全長21センチメートルを超えるうなぎの採捕を禁止する。
10	天草不知火海区	193	全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止	R5.1.31	R5.2.1 ～ R7.1.31	宇城市(有明海側を除く。)から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面	全長15センチメートル以下のマダイの採捕を禁止する。
11	天草不知火海区	194	しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止	R5.1.31	R5.2.1 ～ R7.1.31	天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長戦以南の天草海	6月1日から11月15日までの間、しいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。